



## ～“ふるさと原村”にご協力をお願いします～ 『原村ふるさと寄附金』のご案内

平成20年度から「ふるさと納税」制度が始まりました。「ふるさと納税」制度とは、ふるさとを離れて生活されている方が、ふるさとの県や市町村に寄付をすると、住民税などが軽減される制度です。“ふるさとを応援したい”“ふるさとのために役に立ちたい”という皆さんの思いを形にすることができます。

原村では『原村ふるさと基金』を創設し、私たちの先人から譲り受けた美しく住みやすいわが郷土原村を、後世に保存・継承していくとともに、村外から訪れる人々に癒しと安らぎを与えることができる「心のふるさと原村」を目指し、さらに魅力あふれる村として発展していくよう住民の英知を結集し、さまざまな事業に取り組みます。

自分が生まれ育った「ふるさと原村」を応援したい、自分と関わりが深い原村に貢献したいという、あなたの想いをお待ちしています。どうぞこの趣旨にご理解とご協力をお願いします。



### 『原村ふるさと寄附金』の活用方法

皆さまからいただいた寄附金は、「原村ふるさと基金」に積み立て、次の事業に活用させていただきます。

- 1 自然環境の保全及び景観の維持・再生に関する事
- 2 産業振興、都市との交流等に関する事
- 3 健康と福祉向上に関する事
- 4 人づくり及び教育・文化に関する事
- 5 公民協働による村づくりに関する事



### 『原村ふるさと寄附金』のお申し込み方法

電話、FAX、Eメール(下欄参照)で役場村づくり係へ直接お申し込みください。お申し込みをいただいた方に「寄附申込書」と「専用納付書」を郵送します。

「寄附申込書」へご希望の活用事業等必要事項を記入し押印の上、返信用の封筒でご返送ください。寄附金は「専用納付書」を使い、指定の金融機関へお振り込みください。

#### ■寄附金の額

寄附金は原則、1口5,000円を基本として、何口でもお受けします。5,000円以下の金額でも受け付けます。申し込み時にその旨をお申し出ください。



### 『原村ふるさと寄附金』の税の優遇制度

ご寄附をいただいた場合、税制上の優遇措置を受けることができます。ただし、寄附金の総額が5,000円以下の場合の対象となりません。

◆税制上の優遇措置の詳細については、最寄りの税務署または原村役場住民財務課にお問い合わせください。

#### ■お問い合わせ先

電話 0266-79-7922  
FAX 0266-79-5504  
Eメール muradukuri@vill.hara.nagano.jp

●表紙写真／7月25日には、魚のつかみ取り大会が行なわれました。自然体験が少ないと言われる子ども達に、地域の自然について興味持ってもらうことを目的に毎年行なわれています。今年は約150名の小学生が参加しました。保育所南側の阿久川に放流されたニジマスを追いかけて、水しぶきをあげながら捕まえていました。

### ふるさと“原村”を応援してくださる 多くみなさまへ…

ご親戚・お友達・知人の方々にこの制度を伝えていただき、賛同していただける方がおりましたら、原村村づくり係までご連絡いただきますようお願いいたします。

ひとりでも多くの人に呼びかけていただき『原村ふるさと寄附金』にご協力をお願いします。